

令和4年度 児童・生徒の問題行動等、生徒指導上の諸課題に関する調査報告

1 本調査の目的

本調査は、児童・生徒の問題行動等について、全国の状況を調査・分析することにより、教育現場における生徒指導上の取組のより一層の充実に資するとともに、本調査を通じて、実態把握を行うことにより、児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見・早期対応につなげていくものとする。

2 暴力行為の状況

	発生学校数	発生件数
小学校	2	8
中学校	5	5

暴力行為の定義

自校の児童・生徒が、故意に有形力(目に見える物理的な力)を加える行為をいう。

(1) 特徴

小学校における暴力行為8件については、「対教師暴力」1件、「生徒間暴力」5件、「器物損壊」2件であり、中学校では、「対教師暴力」3件、「器物損壊」2件となっている。

(2) これまでの取組

- ① 暴力行為を未然に防止し、「人権尊重の精神」を指導の基本とし、児童・生徒に対するきめ細かな生活指導の徹底を図る。また教師自身の言動が、児童・生徒に与える影響の大きさを踏まえ、教師の人権感覚・人権意識を高められるよう、校長会議及び副校長会議等の機会を捉え、繰り返し学校への指導・助言を行っている。
- ② 「生活指導主任会」や「人権教育推進委員会」等において、各学校の児童・生徒の実態や取組状況を踏まえた指導の充実に図られるよう、関係機関の取組等についての情報提供や指導・助言を行っている。

3 いじめの状況

	認知学校数	認知件数	解消件数	解消率
小学校	18	88	78*	88.6%
中学校	9	29	29*	100%

いじめの定義

児童・生徒に対し、当該児童・生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童・生徒と一定の人間関係のある他の児童・生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童・生徒が心身の苦痛を感じているもの。

※令和4年度末(小数点第2位以下は切り捨て)

※「いじめの防止等のための基本的な方針 平成25年10月11日文科科学大臣決定」

(最終改定 平成29年3月14日)において、いじめは単に謝罪をして安易に解消と

することはできず、被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間(少なくとも3か月)継続していることが求められると規定された。昨年度末現在で3か月が経過しておらず、本調査においては解消と回答していないため解消率は100%になっていない。なお、現在では令和4年度に認知されたいじめは全て解消している。

(1) 特徴

- ① いじめの態様について、小学校では最も多い案件が「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。」次に、多い案件が「軽くぶつかられる、遊ぶ振りをして叩かれたり、蹴られたりする。」であった。中学校でも小学校と同様であった。

いじめの認知件数は令和3年度と比べると小学校、中学校共に減少している。

- ② いじめ発見のきっかけとして、小学校は、「保護者からの訴え」、「アンケート調査」で68%、中学校は、「本人の訴え」で55%となっている。学校や教育委員会の取組によって、教員、児童・生徒、保護者のいじめに対しての意識が高まった成果と考える。